

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう (条文解説) 第4章 国会 (5)

労働組合

労働者福祉・共済

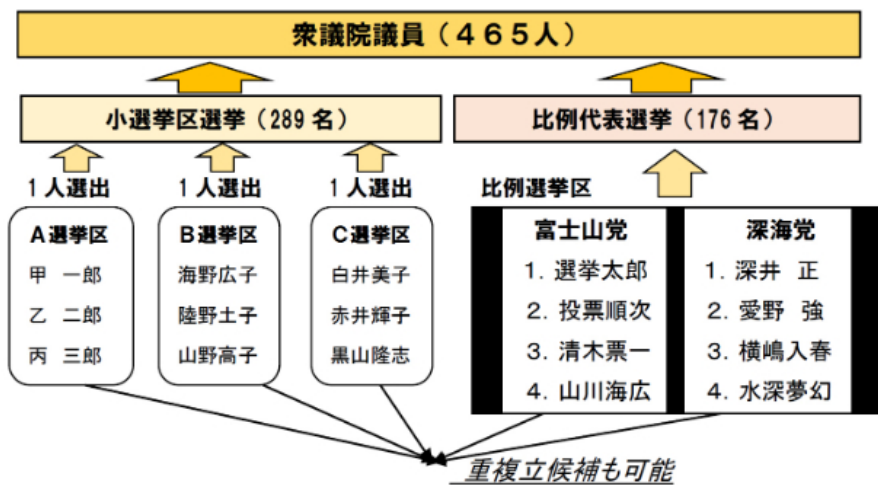
一般教養

日本国憲法を知らう (条文解説) 第4章 国会 (5)

両議院の定数・任期・参政権

議院	定数	任期	被選挙権の年齢	選挙権の年齢
衆議院	465名	4年(解散あり)	25歳	18歳
参議院	248名	6年(解散なし) 3年に1回改選あり	30歳	18歳

2018年8月現在



第四十七条 【 選挙に関する事項 】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

説明概要

選挙区や投票方法などは、社会的な状況の変化に対応して定め、改正する必要がありますから、憲法には直接規定せず、法律によってこれを定めることにしています。具体的には、公職選挙法に規定されています。

1. 衆議院議員の選挙について

衆議院議員選挙には二つの選出方法があります。

1つは、小選挙区制です。これは、各選挙区のうち最も多くの票数を取った候補者1人だけが当選できるという制度です。今の制度では、日本全国を289の小選挙区に区分し、それぞれ1人ずつが当選してくるので、小選挙区から289人の議員が誕生します。

小選挙区の利点は、①二大政党になりやすいこと、②選挙区がせまいのでお金がかかりにくいこと、が上げられます。弱点としては、選挙区で1人のみの当選であることから、「死票」が出やすいことです。

2つは、比例代表選挙です。これは、得票数に応じて議席を配分する選挙制度です(ドント方式による議席配分です)。

ドント式は、ベルギーの法学者ドントが考案した議席割り当てのための計算式です。

①各政党の得票数を1、2、3、・・・の整数で割り、「商」の数の多い順(割り算の答えの大きい順)に各政党の議席を配分します。

②通常、各政党の当選者は、比例代表名簿への登載者の上位から決まっています。

ドント方式の例 (定数10の場合)

政党名	〇〇党	××党	△△党	◇◇党
総得票数	1,200	1,000	700	310

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

÷ 1	1,200 (1)	1,000 (2)	700 (3)	310 (9)
÷ 2	600 (4)	500 (5)	350 (7)	155
÷ 3	400 (6)	333.3 (8)	233.3	103.3
÷ 4	300 (10)	250	175	77.5
÷ 5	240	200	140	62
当選人数	4人	3人	2人	1人

()内の数字は、商の大きい順を示す。

1. 衆議院の比例代表は全国を11のブロック（選挙区）に分ける。

有権者は、候補者ではなく政党に投票し、政党があらかじめ提出した候補者名簿の順位にしたがって、当選者を決める（拘束式比例代表名簿）。

2. 小選挙区で落選しても、比例代表名簿に名前があれば、その順位及び惜敗率（その候補者の得票数を同一選挙区で最多得票当選者の得票数で割ったもの）の高い候補者が当選できる（重複立候補ができ、復活当選が可能である）。

なお、日本の衆議院議員選挙の選挙制度を、「小選挙区比例代表並立制」と言います。

定数確認

[公職選挙法第4条第1項](#)

衆議院議員の定数は（ ）人とし、そのうち、（ ）を小選挙区選出議員、（ ）を比例代表選出議員とする。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📍 サイトマップ 📍 このサイトについて 📍 個人情報保護の取組みについて

📍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.